

令和5年11月17日

担当課	障害福祉課
内線	2453、2456
直通	095-895-2453 095-895-2456
担当者	江口、荒木、林田

障害者手帳におけるマイナンバーの紐付けに関する総点検の結果について

全国的にマイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、国においてデジタル庁を中心とした総点検が実施されており、県においては、国の通知に基づき、9月から障害者手帳とマイナンバーの紐付け状況の確認を行ってきました。その結果、下記のとおり、合計1,994件の紐付け誤りがあったことが判明しました。

この紐付け誤りにより、本人以外の障害者手帳情報がマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていました。マイナポータル上で表示される手帳情報には、マイナンバーや氏名等の情報は含まれていないため、当該紐付け誤りによりマイナンバー、氏名、生年月日、性別及び住所の個人情報が第三者に閲覧されることはありません。

今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

1 手帳情報との紐付け誤り

・身体障害者手帳	3件(点検対象件数:33,720件 中核市除く)
・療育手帳	1,979件(" :16,361件)
・精神障害者保健福祉手帳	12件(" :19,076件)
合計	1,994件

2 紐付け誤りの原因

<身体障害者手帳>

- ・手帳の申請受付窓口である市町において、申請者からマイナンバーカードの提示がなかったため、市町の職員が住基ネットでのマイナンバーを確認し、記入した際に別人のマイナンバーを誤って転記したものの(3件)。

<療育手帳>

- ・住基ネットを活用した手帳台帳システムへのマイナンバーの登録について、カナ氏名と生年月日の2情報により登録事務を行った際、同姓同名かつ同じ誕生日の方が存在し、別人のマイナンバーが付与され、紐付け誤りが生じたもの(1件)。
- ・手帳情報のマイナポータルでの自己情報閲覧や行政機関の情報閲覧ができるように、手帳台帳システムのデータを中間サーバに登録する際に、プログラムの設計誤りにより正しい手帳情報の登録ができず、紐付け誤りが生じたもの(1,978件)。

<精神障害者保健福祉手帳>

- ・手帳の申請受付窓口である市町において、申請者からマイナンバーカードの提示がなかったため、市町の職員が住基ネットでマイナンバーを確認し、記入した際に別人のマイナンバーを誤って転記するなどしたもの(6件)、マイナンバーの変更があった後、変更後のマイナンバーへの手帳情報の紐付けがなされていなかったもの(2件)。
- ・市町から送付された申請書記載のマイナンバーを県判定機関(長崎こども・女性・障害者支援センター)において、手帳台帳システムに登録する際に誤って登録したことによるもの(3件)、文書の保管期限が過ぎているため、登録誤りの原因が確認できないもの(1件)。

3 紐付け誤りによる影響及び県の対応

- ・紐付け誤りによる個人が特定される情報の流出や、紐付け誤りをしたデータの行政機関による情報閲覧はありません。また、誤って紐付けられた手帳情報の閲覧についても確認されておりません。

<マイナポータルで閲覧できる手帳情報>

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳番号	手帳番号	手帳番号
交付年月日(返還年月日、再交付年月日)	交付年月日(返還年月日、再交付年月日)	交付年月日(返還年月日、再交付年月日)
障害名	障害程度	障害程度
障害程度	次回判定年月	有効期間終了年月日
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分	

- ・身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳については、紐付け誤りがあった手帳情報のマイナポータルによる閲覧を停止し、療育手帳については、マイナンバー紐付けを行った全ての療育手帳情報のマイナポータルによる閲覧を停止しています。今後、紐付けデータの修正及び点検を行った後、11月末までに閲覧を再開する予定です。
- ・本事案については、制度所管である厚生労働省及び個人情報保護委員会へ報告し、ご本人あてに通知しております。

4 再発防止策

- ・デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、各種申請書の受領機関である市町窓口等における本人確認を徹底するとともに、マイナンバーの入力を行う県判定機関において、入力時の確認を徹底します。
- ・マイナンバーが重複して登録できないよう手帳台帳システム改修を予定しています。
- ・中間サーバへの副本登録時の確認手順を整理します。

【参考】障害者手帳点検の概念図(厚労省の総点検マニュアルより)

